

改正個人情報保護法に基づく 令和4年度の監視・監督活動の方向性

(案)

令和4年1月19日



個人情報保護委員会

Personal Information Protection Commission

目次

1 新たな監視・監督の方向性

2 監視・監督の方法

(参考) 地方公共団体等に対する事前調査

1 新たな監視・監督の方向性

漏えい等報告の義務化

- 令和2年6月12日に公布された個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年改正法）により、令和4年4月から、民間部門において、個人の権利利益を害するおそれ大きい漏えい等事案(注1)については、個人情報保護委員会への報告が義務化される。
- 令和3年5月19日に公布されたデジタル社会形成整備法（令和3年改正法）により、令和4年4月から、行政機関及び独立行政法人等においても、同様に個人情報保護委員会への報告が義務化される。

⇒ 各漏えい等事案に対する的確な分析と効果的な対応が求められる。

注1 ①要配慮個人情報が含まれる漏えい等、②クレジットカード情報等の財産的被害が生じるおそれがある漏えい等、③不正アクセス等の不正な目的をもって行われたおそれがある漏えい等（以上①～③は本人の数に関わりなく対象）、④個人データに係る本人の数が一定の人数（民間部門：1,000人、公的部門：100人）を超える漏えい等

監視・監督対象の拡大

- 令和3年改正法により、令和4年4月の一部施行から行政機関及び独立行政法人等が、令和5年春の全面施行から地方公共団体及び地方独立行政法人が、これまでの民間部門に加えて、新たに個人情報保護委員会の監視対象に追加される。
- 公的部門が個人情報等を取り扱う施策やシステム構築を実施する際には、その透明性と信頼性の確保が特に重要である。

⇒ 公的部門に対しては、より丁寧に個人情報の取扱いの実態を把握し、必要な改善を求めるなど、高度な監視を行う必要がある。

2 監視・監督の方法

①平時における監視

- 総合案内所への通報、メディア報道等による各種の情報を基に、平時における個人情報保護法の遵守状況を確認する。

②施行状況調査(公的部門)

- 保有する個人情報の安全管理措置の実施状況等について、全ての機関に対して毎年度報告を求める。

③定期的・計画的な実地調査(公的部門)

- 機関等の規模、保有する個人情報の量と質、近事における不適正事案の有無、社会的関心や影響度など取扱い状況を踏まえてグルーピング(注2)し、それぞれに応じた定期的・計画的な実地調査を実施する。その際には、番号法に基づく立入検査における知見やスキルを活かし、個人情報保護法と番号法の遵守状況について一体的な調査を検討する。

④事案発生時の対応

- 漏えい等報告受付時には、原因及び再発防止策等の調査・分析を行い、同種の事態が起きないように、必要に応じ指導・助言や勧告等の法執行を行う。
- 日常的な監視や調査にて発覚した事案のうち重大な事案については、民間部門に対しては資料の提出の求めや立入検査等を、公的部門に対しては資料の提出の求めや実地調査等を行い、適時適切な法執行を行う。

注2 それぞれの機関の取扱い状況に応じて、定期的・計画的に深度ある実地調査(総合調査)又は項目を絞って調査を行う実地調査(レビュー調査)の実地調査手法を設定し、幅広く計画的に調査を行うことを検討中。

(参考) 地方公共団体等に対する事前調査

令和5年春から地方公共団体も監視対象

- 令和3年改正法により、令和5年春の全面施行から地方公共団体及び地方独立行政法人も、個人情報保護委員会の監視対象に一元化される。

令和4年度中の事前調査

- 地方公共団体等の個人情報の取得・保有状況を事前に把握するための調査を実施。
 - 各機関の個人情報の取扱い状況について、既に行っている番号法に基づく地方公共団体への立入検査に合わせてヒアリングを実施。
 - 地方公共団体における法の施行準備を妨げることとならないよう留意しつつ、実態把握のための調査を実施。
- ⇒ 令和5年春からの効果的な監視活動の実現。